

人材紹介に関する基本契約書

(以下「甲」という。)と人材紹介サービス B-Lab. (以下「乙」という。)
とは、以下のとおり業務委託契約 (以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (目的)

甲は、乙に対し、第2条に定める業務 (以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

第2条 (本件業務)

甲が乙に委託する本件業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 人材の紹介に関する業務
- (2) その他前号に定める業務に付随する業務

2 乙は、委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって、本件業務を処理する。

第3条 (紹介の内容)

甲が依頼した職位・職務要件等の求人条件に基づき、乙は該当する候補人材を求め、該当者に対するコンサルティングを実施した上で、適切と判断した人材 (以下、丙という。)を甲に紹介するものとする。

2 甲は、乙に対し、前項の人材紹介の依頼に当たって、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を文書等で明示し、乙は、これを丙に明示して紹介を行うものとする。

第4条 (選考採用)

甲は、丙を自ら選考の上、適当と認めた場合には、丙を採用する。甲が丙を選考するに当たり、乙は甲に必要なアドバイスをを行い、その他の採用選考の支援を行うものとする。

第5条 (対価の支払及び時期)

甲は、丙を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として、丙の初年度標準年収 (税引き前支給予定額をいい、各種手当等も含む。)の35% (消費税別)を業務委託手数料 (以下「業務委託手数料」という)として乙に支払う。この場合において、甲及び乙は、丙の採用日、初年度標準年収、紹介の対価の額等、必要な事項を別途甲乙間にて取り交わす書面により確認するものとする。なお、特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索については、甲、乙協議の上、その都度業務委託手数料を決定するものとする。

2 丙が、専ら甲の事由により退職に至った場合、乙が受領した業務委託手数料は返却しない。なお、当該退職が甲による業務委託手数料の支払い前であっても、甲の支払い債務は消滅しないものとする。

3 丙が、専ら丙の責めに帰すべき事由による解雇または自己都合により退職に至った場合、退職日が入社日から退職日まで期間に応じ、以下の割合で受け取った業務委託手数料を返還するものとする。

- (1) 1ヵ月未満の場合は80%
- (2) 1ヵ月以上3ヵ月未満の場合は50%

4 甲は、丙の入社日を請求日とする請求書に基づき、丙の入社月の末日までに、第1項に定める対価を、乙が指定する口座に振り込むものとする。当該振り込みの振込手数料は甲の負担とする。

第6条（業務の報告等）

乙は、甲所定の方法により、甲に対して本件業務の遂行状況等を報告する。

- 2 前項の定めにかかわらず、甲は、必要があると判断した場合には、乙に対して本件業務の遂行状況等の報告を求め、または監督・監査を行い、その結果に応じて必要な指示をすることができる。

第7条（機密保持）

乙は、本件業務遂行のために甲から開示または提供された個人情報、顧客情報その他すべての情報（以下「機密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって取扱い、事前書面により甲の同意を得ることなく、本契約の目的以外に使用し、または第三者に開示もしくは提供してはならない。ただし、個人情報および顧客情報を除く機密情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

- (1) 甲による開示または提供の前後を問わず公知となった情報
 - (2) 甲による開示または提供された時点において、既に自己が保有している情報
 - (3) 甲による開示または提供によらず、独自に開発した情報
 - (4) 機密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報
- 2 乙は、機密情報の漏えい、盗用、改ざん、滅失またはき損の防止および目的外利用の禁止に必要な次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 安全管理者の設置
 - (2) 機密情報を含む記録媒体を甲から受領すべき者の特定と受渡記録の保管
 - (3) 作業従事者の範囲の特定
 - (4) 機密情報を含む記録媒体の保管場所を特定し、施錠保管する等第三者によるアクセス防止措置
 - (5) 作業従事者に対する本契約内容の説明および機密保持に関する教育の徹底
 - (6) その他甲が必要とする組織的、人的および技術的安全管理措置として甲が乙に別途求めた措置（今後追加、変更される措置を含み、措置の内容は、別途「覚書」に定める。）
 - 3 乙は、機密情報を乙の役員または従業員に取扱わせるにあたっては、取扱者を本件業務遂行のため真に必要な者だけに限定し、かつ機密情報を漏らし、または盗用してはならない等適切な監督を行うものとする。
 - 4 乙は、本件業務の遂行に不可欠な場合に限り、必要最小限度で機密情報の複製を作成することができる。
 - 5 機密情報を必要とする業務または本契約が終了した場合には、乙は、甲の指示に従い機密情報を遅滞なく甲に返還し、または廃棄しなければならない。
 - 6 乙は、機密情報の漏えい等の事故が発生した場合には、直ちに甲に報告するとともに、甲が講ずる措置に協力しなければならない。
 - 7 本条に定める機密保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。

第8条（苦情対応）

乙は、本件業務に関して、第三者から苦情の申し出があったときは、乙は直ちに甲に書面で報告するとともに、甲および乙は、双方誠意をもって対応策について協議するものとする。

第9条（緊急時の報告等）

乙は、本件業務を遂行できない状況が生じた場合には、遅滞なくその旨を甲に報告するとともに、甲および乙は、双方誠意をもって対応策について協議するものとする。

第 10 条（官公庁の検査等）

甲に対する官公庁の検査または監督上の要請があった場合には、乙は甲の求めに応じて検査または監督上の要請に沿った対応の協力を行うものとする。

- 2 前項の他、乙は甲の本件業務に係わる法令等の遵守について適正な措置を講じるよう努めるものとする。

第 11 条（権利義務譲渡の禁止）

甲および乙は、互いに相手方の書面による同意なくして、本契約の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第 12 条（不完全履行および損害賠償）

乙の過失があったために本件業務が不完全な履行となった場合、乙は、甲に対し完全な履行となるよう本件業務を追完する責任を負うものとする。ただし、乙が予見できないとき、もしくは甲が提示した資料または提示した時期の過失等、乙の責任に基づかない場合は、この限りではない。

- 2 乙が自己の責めに帰すべき事由により本件業務に関して、甲に損害を与えたときは、甲は乙に対して損害賠償を請求することができる

第 13 条（反社会的勢力の排除）

乙が、次の各号のいずれかに該当し、または報道等により該当する蓋然性があると一般に認められる場合には、甲は何らの催告を要しないで、本契約を解除することができる。

- (1) 乙、乙の役員もしくは実質的に経営権を有する者または従業員等（以下「役員等」という。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、または反社会的勢力であった場合
- (2) 乙または役員等が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金もしくは役務提供等している場合または反社会的勢力と何らかの取引をしている場合
- (3) 乙または役員等が反社会的勢力と交際している場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、乙または役員等が反社会的勢力と何らかの関係をもっている場合

- 2 甲が前項の規定により本契約を解除した場合、乙に損害が生じても、甲は賠償責任を負わない。

第 14 条（契約期間）

本契約の契約期間は、平成 30 年 月 日から平成 31 年 月 日までとする。ただし、甲乙いずれかから相手方に対し、期間満了の 3 ヶ月前までに書面による別段の意思表示がない場合、本契約は自動的に 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。なお、業務委託料の金額については、本契約更新の都度、甲乙協議する。

第 15 条（契約の解除）

甲または乙は、本契約に違反し、かつ相手方から相当の期間を定めて違反の是正を書面により要求されたにもかかわらず当該期間が経過しても当該違反を是正できない場合には、本契約に基づく債務の一切について期限の利益を失い、併せて相手方は本契約を解除することができる。

- 2 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方に対する本契約に基づく一切の債務は何らの催告なしに直ちに期限の利益を失い、また相手方は本契約を解除することができる。ただし、本契約が解除された場合において、乙は甲または甲が指定す

る者に対し、本件業務の円滑な引継ぎをなし、甲の本件業務処理の継続に支障がないよう協力する。この場合、甲は必要な対価を乙に支払うものとする。

- (1) 財産上の信用にかかわる差押、仮差押、仮処分を受け、もしくは競売の申立てがあったとき、または公租公課の滞納処分を受けたとき
- (2) 破産手続、特定調停、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他の法的倒産手続の申立てがあったとき、または私的整理に着手したとき
- (3) 監督官庁から営業免許もしくは営業登録の取り消しの処分を受けたとき
- (4) 解散、清算、事業の廃止、事業の譲渡、会社分割または合併の決議をしたとき
- (5) 相手方または第三者に対する債務の履行猶予の申出、債権者集会の招集準備または主要資産の処分の準備その他債務の履行が困難と認められる事由が生じたとき
- (6) 相手方に対する詐術、業務妨害、名誉もしくは信用のき損その他背信行為があったとき
- (7) 信用状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあるとき

3 前2項による本契約の解除は、損害賠償の請求を妨げない。

4 第1項および第2項の他、甲または乙は、3カ月前までに相手方に対して書面で通知することによって、本契約の全部または一部を無償で解約することができる。

第16条（不可抗力免責）

天災地変等の不可抗力その他甲乙双方の責に帰することができない事由により、本契約の全部または一部が履行できなくなった場合は、甲乙いずれも当該履行の不能につき責任を負わないものとする。

第17条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、誠意をもって甲乙協議し解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 （住所）
（委託者商号）
（代表者名）

印

乙（住所） 埼玉県越谷市登戸町 27-20
（受託者商号） 人材紹介サービス B-Lab.
（代表者名） 代表取締役社長 増田 恭章

印